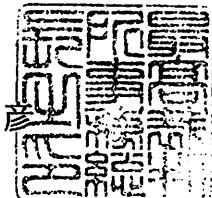


平成31年4月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

4月23日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、最高裁判所が毎年度「裁判所特定事業主行動計画の実施状況について」を公表するなどしていることからすれば、本件対象文書は存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

現職の女性判事及び女性判事補の名前が全部書いてある文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、3月29日付で、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「現職の女性判事及び女性判事補の名前が全部書いてある文書（最新版）」については、「現職の女性判事及び女性判事補の全員のみの氏名が記載され

た名簿等の一覧性を有する文書」と整理した。

イ 司法行政事務を処理するに際し、現職の女性判事及び女性判事補の全員の氏名を確認する必要はなく、また、「裁判所特定事業主行動計画の実施状況について」には、現職の女性判事及び女性判事補の全員のみの氏名が記載された名簿等の一覧性を有する文書がなければ作成することができない情報はないことから、その作成過程で本件申出に係る文書は作成又は取得していない。

ウ よって、原判断は相当である。